

行政サービス実施コスト計算書について

1 作成趣旨等

法人が業務運営を行うにあたり、納税者である県民に対する説明責任を確保する観点から、法人の損益計算書では反映されない県民の負担コストを明確にし、実質的な負担コストを開示するために作成される計算書である。

具体的には、 と を加えた金額で表示される。

法人の損益計算上の費用から学生納付金等自己収入を控除した額
損益計算上に反映されない納税者負担コスト

2 損益計算上に反映されない納税者負担コストの内容

- (1) 出資財産及び施設補助金で購入した固定資産に係る減価償却費
貸借対照表上、損益外減価償却額として会計上処理される。
- (2) 法人職員の退職金を毎年度引当しない場合の退職給付増加見込額
- (3) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生じる機会費用(県民にとっての損失)

3 機会費用の内訳

- (1) 国又は県、市町村の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生じる機会費用（現時点で該当無し）
- (2) 県出資から生じる機会費用
県が納税収入を財源に取得した資産を法人に出資した場合には、その納税収入を出資ではなく、債券市場等で運用した場合に獲得されるであろう運用益を逸してしまうこととなり、県民にとっては、運用益相当額を獲得する機会を逸するという損失として認識される。
- (3) 国又は県から無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生じる機会費用
低利での県からの長期借入金など（現時点で該当無し）

4 行政サービス実施コスト計算書の様式

別紙のとおり

(別紙)

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示第二百二十一号)より

第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

- 1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。(中略)
- 2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書		
(平成 年4月1日~平成 年3月31日)		
業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	×××	
一般管理費	<u>×××</u>	×××
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	-×××	
入学金収益	-×××	
検定料収益	-×××	
附属病院収益	-×××	
受託研究等収益	-×××	
受託事業等収益	-×××	
寄附金等収益	-×××	
・・・	<u>-×××</u>	-×××
業務費用合計		×××
損益外減価償却相当額		×××
引当外退職給付増加見込額		×××
機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××	
地方公共団体出資の機会費用	×××	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	<u>×××</u>	×××
(控除)設立団体納付額		- <u>×××</u>
行政サービス実施コスト		<u>×××</u>

第75 注記事項

行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。
- (2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法
- (3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率
- (4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率